

白井市児童・生徒派遣費助成金交付要綱

所管課

学校政策課

1 補助金の名称

児童・生徒派遣費助成金

2 補助金交付の目的

健全な児童及び生徒の育成を図るため。

3 補助対象者

- (1) 白井市立小学校のクラブ活動に参加する児童の保護者
- (2) 白井市立中学校の学校部活動に参加する生徒の保護者
- (3) 白井市が主導する地域クラブ活動に参加する生徒の保護者

4 補助対象事業

3に定めるクラブ活動、学校部活動又は地域クラブ活動において参加するスポーツ又は文化芸術活動に係る全国大会及び関東大会であって、次に掲げるもの

- (1) 文部科学省又は都道府県教育委員会が主催するもの
- (2) 公益財団法人日本体育連盟又は関東体育連盟が主催するもの
- (3) 一般社団法人全日本吹奏楽連盟又は東関東吹奏楽連盟が主催するもの
- (4) その他前各号に準ずる大会と市長が認めたもの

5 補助対象経費

別紙のとおり

6 補助額（率）

別紙のとおり

7 予算の範囲

当初予算の範囲内

8 施行日

平成13年4月1日

9 補助金の終期

令和10年3月31日

10 改正履歴

令和5年3月29日（補助金の終期の改正）
令和7年4月1日（補助対象者、補助事業の改正）

別紙

補助対象経費	補助額（率）
(1) 参加費 (2) 交通費 (3) 荷物運搬費（音楽関係の活動に限る。）	全額
宿泊費（宿泊に伴う夕食及び朝食の費用を含む。）	補助対象経費の1/2 （1人1泊につき限度額 6,000円）